

# 令和3年第3回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年3月4日(木) 13時32分から14時29分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員 (17名)

会長 19番 原 心一

会長職務代理

委員

1番 水田 義郎	2番 平山 則雄	4番 森田 良彦
5番 岡田 修一	6番 堤 昭雄	8番 宗石 和彦
9番 西村 広幸	10番 西岡 久	11番 山崎 彰
12番 三木 克司	13番 上島 陽子	14番 鍵山 佳広
15番 小松 和啓	16番 三谷 富重	17番 山内 茂
18番 岡本 博臣		

4. 欠席委員 (2名)

3番 横山 実男 7番 森安 正

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
第4号	非農地証明願いについて
第5号	下減面積の設定について
第6号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第7号	使用貸借返還通知報告について
第8号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第9号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第10号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第11号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	公文 正志
農地主事	野島 和仁
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議

長

開会(13時32分)  
大変お待たせをしました。定刻の時間が来ましたので本日の会をですね、開催をしたいと思います。ちょっとこうまた天気が悪くなってくるような催しになってますが、ずいぶん暖かくなってくる気配を感じるようになりました。それぞれ皆さん方、これから春に向けて大変お忙しい時期を迎えると思っております。

どもよろしくお願いをしたいと思います。本日の議事録の署名人につきましては西岡委員、上島委員にお願いしますのでよろしくお願いをしたいと思いま  
す。なお本日森安委員と横山委員から欠席届が出ておりますのご報告をさせて  
いただきたいと思います。

それでは本日の会にですね、順次入っていきたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

それでは順次議案に入って行きたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請であります、説明をお願い  
したいと思います。

事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字小島土居1  
559番・1560番合併2、地目は田、面積は271㎡、譲渡人及び譲受人は  
議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,998㎡、譲渡理由は相手方の要望、  
譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり500,000円で総額13  
5,500円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町杵ノ木字ロツビヤク3  
09番1、地目は田、面積は846㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,543㎡、  
譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,643㎡、譲渡理由  
は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は2、10a当たり3  
24,044円で総額500,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町有瀬字下モ杉ノ下93  
番1、地目は田、面積は437㎡、外1筆、計2筆で合計面積2,261㎡、譲  
渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,643㎡、譲渡理由  
は贈与(その他)、譲受理由は 受贈(その他)、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町梅久保字谷屋敷908番、  
地目は田、面積は105㎡、外1筆、計2筆で合計面積488㎡、譲渡人及び譲  
受人は議案書のとおり、譲渡理由はその他(空き家バンクの登録物件)、譲受理  
由はその他(空き家バンクの登録物件)、資料は4で総額、宅地、建物込で3,0  
00,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字椎ノ本1177  
番、地目は畑、面積は110㎡、外1筆、計2筆で合計面積345㎡、譲渡人及  
び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,256㎡、譲渡理由は経営  
縮小(高齢化)、譲受理由は経営規模拡大、資料は5、10a当たり318,84  
0円で総額110,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている  
調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断しており  
ます。以上です。

議 長

以上説明が終わりましたので、ただ今より、議案第1号につきまして質疑を  
行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

各段ありませんか。私の方からちょっと補足ですけど、1番の案件につ  
きましてですね、写真の資料1、上の①の写真と②の写真が出ておりますが、こ  
の黄色で囲ってある、耕作をしてあったような、きれいに耕耘してますが、こ  
こも背丈以上のセイタカアワダチソウとかいろんなものが生えちよったところ  
です。それをまあ買い主の方がですね、こうやって農業委員会へ出す前にこう  
して手入れをしてですね、自分の土地がすぐ、この2番で行くと南側、所有者  
南側の人がですね、耕作放棄地を解消しちゅうということです。それからこの  
ハウスはですね、別の人ですが、これももう全然こういう状況でずっと何年も  
続いておりますが、こういう土地がぼつぼつあってですね、隣の人が迷惑をす  
るので、もう土地が比較的安くなりましたので、これやったらもう買ってで  
すね、自分が管理をしたいという思いの中からですね、こういう動きになってお

りますのでご報告をしておきます。何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので採決に入って行きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成。有難うございました。  
それでは続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

1番、申請地は物部町安丸字曳地1070番1、地目は畑、面積は297㎡の内14.70㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、建築延面積は14.7㎡、申請事由は、「既存墓地は自宅より遠くて山間部にあり、不便なので自宅から近くて参拝や維持管理がしやすい同地に墓地をつくり改葬したい。面積については複数の先祖の遺骨を埋葬するために必要な広さとしている。」ということです。

資料は6で農地区分はその他の農地(第2種農地)、調査員は岡本委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種のうちのいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地(第2種農地)であると判断されます。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりました。岡本委員さん、補足説明をお願いします。

委員(18番) 説明させていただきます。現地は資料6-1です。県道久保大宮線を大栃から4kmくらい行ったところにある安丸というところですか。安丸郵便局の手前200m、県道から約60m位上に上がったところですか。昨年7月の農業委員会で4条許可申請の議案があったところと同じ場所です。資料6-2をお願いします。墓地が建っておりますのが、今言いましたように昨年7月の農業委員会で議案があり、許可後建立された墓地です。すぐその横にあるのが今回の申請地が出ています。6-3ですが、資料6-3の中ほどに、既存墓地とありますが、そのすぐ横に4.2m、かける3.5m、14.7㎡の墓地を新しく作るという計画のようです。それで被害防除計画についてですが、承諾書をもらえん方が3名おまして、前回も同じですが、今回も3名おります。それで資料の6-5で、墓地として転用する場合は隣接地の同意が必要ですが、前回同様、今回も3名の方から同意はもらえておりませんので、被害防除計画は添付されております。それなら同意が得られな理由も理解できますし、日照それから排水、通行の面におきましても現地を確認した結果ですね、周囲に及ぼす影響はほとんどないと思いましたが許可しても問題は無いと思われそうです。墓地ですが、6-2を開けていただきたいと思えます。墓地が新しく先々できるようですけども、上の写真で縦に長い墓ですけど、これは■■■■申請者の方の墓です。それでその前にある墓が、これは■■■■さんのお姉さんの墓地らしいです。それで今度新しく作るのが■■■■さんのお母さんの墓というか、ご親族の墓らしいです。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは補足説明も終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと思います。議案第2号農地法第4号の許可申請についてのご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議 長 はい、それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、有難うございました。全員賛成です。  
続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条による許可申請について説明致します。  
1番、権利の種類は使用貸借権、申請地は香北町美良布字大木戸126番11、地目は田、面積は285㎡の内40.24㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は駐車場、転用事由は「本申請地に隣接して私の実家126-4があり、母が暮らしている。以前は実家敷地に自己所有者を駐車していたが、母の介護サービスで利用している施設のバスの乗り降りスペースが狭いため非常に大変だった。そのため自己所有地である本申請地の一部を駐車場にして、自己所有者の駐車をそちらにするようにした。生活上2台分の面積が必要である。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一回の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は7で調査員は小松和啓委員です。  
以上です

議 長 はい、すいません、小松委員さん補足をお願いします。

委員 (15番) はい、資料7-2を見て下さい。場所は大宮小学校の西の方になりますけど。通称清水団地と言われるところですけど。周りは自分の耕作しておる畑にしている土地でありまして、この駐車場は車庫無しで日当たりの問題もありません。また排水につきましては立ち合いのうえ見ました。そしてまたグレーチングもされており、市道沿いの排水路に流しておりまして流量も少ない関係で別に問題は無いと思います。ただし、写真の後ろの方へ添付されておりますが、事前着工といいますか、無断転用となりましたので始末書が出ております。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請ですが、ただ今より質疑を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。  
はい、どうぞ。

委員 (5番) ① の点線、黄色で囲うちゅう左側よね、ここ白いのはメントじゃないですか？  
セメントは農地でかまんろうかって感じでしょうか。

- 事務局 すいません、今回の転用の中には入っておりません。確認は取れてないんですが、ここは農地への入口として見ておりました。以上です。
- 議長 資料7-1の下の航空写真がありますが、青く塗ったところに黄色で枠をしてですね、今度の点線の右側の写真の点線のところが黄色で二重に小さく枠が出来ちゅうけんど、その部分やと思います。それでちょうど②の矢印の前あたりのことを指摘をしゅうと思うがですけんど、そこからですね、奥にある畑、田んぼ、そこへ入る進入路というふうな考え方だと思ふがですけんど、そういう取り扱いでいいのかどうか、そのところはですね、事務局の方も進入路というふうなことで考えちゅうと思ふますんで、格段、農地へ入って行く道であるので、問題はないんじゃないかというふうに思います。ほんで皆さん方から他にご意見があれば受けたいと思ふますけど。  
航空写真と右の現在の写真と、ちょっとこう木が植わったりしちゅうところがあったりして、航空写真ではそういうところがちょっと判断できませんけれども。そういうふうな考え方でいけば問題はないんじゃないろうかというふうに思います。以上です。すいません、他に何かありませんか。
- 質疑なし——
- 議長 格段無いようですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。
- 全員挙手——
- 議長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号 非農地証明願いについて説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町字西野溝ノ南902番4、地目は田、面積は13㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は、昭和45年から住宅建築により、宅地の一部として利用し、現在に至る。調査員は西岡委員で資料は8です。  
続いて2番、申請地は土佐山田町船谷字下夕野地59番5、地目は畑、面積は115㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は、昭和32年頃から申請地の北に隣接する申請者所有の貸家敷地として宅地化されており、現在に至る。調査員は森田委員で資料は9です。以上です。
- 議長 はい、有難うございました。すいません、西岡委員から補足説明をお願いします。
- 委員(10番) はい、そしたら資料の8をお願いします。場所につきましてはあけぼの街道のちょっと南側になりますが、この申請人の方と申請地の所有者が親戚関係で昭和45年頃から住宅を建築したときにですね、この一部分が名義変更がされずに現在に至っているがです。今回この非農地にしてですね、名義変更するようです。それから現状を変更することも無いようですので特に問題は無いと思います。以上です。
- 議長 はい、森田委員、すいません。
- 委員(4番) 資料9-1をご覧いただきたいと思ふます。場所は工科大学の正門の南側になります。船谷部落のほぼ中心くらいになります。資料9-2につきましては家の裏の黄色い点線で囲った部分になります。2月の15日に現場を確認致し

ました。別に問題は無いと思います。以上です。

議 長 はい、補足説明まで終わりましたのでただ今より、議案第4号非農地証明願  
いについての質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無ければ、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第4号非農地証明願いつきまして原案通り賛成の方の挙  
手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして、議案第5号下限面積の設定についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 下限面積の設定について説明を行います。  
今回の下限面積の設定については、下限面積の指定を解除するものと、新たに指  
定を行うものについて、ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のと  
おり、下限面積の公示を行う予定としております。

それでは、議案書6ページをご覧ください。変更前と変更後で記載をしております。

はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、土佐山田  
町40a、香北町及び物部町が30aと変更はありません。

次に、農地法施行規則第17条第2項についてですが、

変更前の適用する区域である(香北町梅久保の2筆)については、本日の議案第1  
号4番において、該当地番について3条許可が可決されましたので、下限面積の指  
定を解除するものです。

次に、変更後については新規指定となります。場所は物部町大栃ですが、  
添付資料の10-1から3をお願いします。

資料10-1から説明します。農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請  
の所在地は、物部町大栃字コツミ1192番4、面積は87㎡、遊休農地区分は、今後耕  
作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しており  
ます。

中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。所見としまし  
ては、所有者は、          に在住しており、農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見  
られます。また、申請地は、宅地に囲まれており、周辺農地の効率的かつ総合的な利用  
の確保に支障を生ずる恐れはないことから、設定基準に該当するものと判断しており  
ます。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、議案第5号下限面積の設定についての  
質疑を行いたいと思います。皆さん方からご質問はありませんか。  
格段ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますので、ご異議ございませ  
んかね。

議 長 それでは議案第5号下限面積設定について原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第6号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第6号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町林田字カリヤ100番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,722㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年1月20日、解約理由は借り手変更のためです。  
2番、申請地は土佐山田町小田島字長関丸353番、地目は田、面積は3,002㎡、外1筆、計2筆で合計面積、4,914㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年1月25日、引渡日は令和3年3月4日、解約理由は支払額変更のためです。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので議案第6号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明がありましたので、皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議 長 各段無ければですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。  
続きまして議案第7号使用貸借の返還報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第7号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町字中井ノ北2165番1-甲、地目は田、面積は2,291㎡、外6筆、計7筆、合計面積8,490㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。  
2番、申請地は土佐山田町字中井ノ北2169番2、地目は田、面積は1,014㎡、外5筆、計6筆、合計面積9,115㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。  
3番、申請地は土佐山田町字中井ノ北2186番1、地目は田、面積は2,007㎡、外5筆、計6筆、合計面積5,812㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。  
4番、申請地は土佐山田町字中井ノ北2200番4、地目は田、面積は1,264㎡、外3筆、計4筆、合計面積4,368㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。  
5番、申請地は土佐山田町字中井ノ北2208番2、地目は田、面積は949㎡、外2筆、計3筆、合計面積4,156㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。  
6番、申請地は土佐山田町字東白井2234番7、地目は田、面積は1,119㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は

令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。

7番、申請地は土佐山田町字新野2317番ホ、地目は田、面積は1,523㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。

8番、申請地は土佐山田町字新野2322番1、地目は田、面積は542㎡、外1筆、計2筆、合計面積1,094㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。

9番、申請地は土佐山田町字新野2325番ト、地目は田、面積は928㎡、外1筆、計2筆、合計面積2,915㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。

10番、申請地は土佐山田町中野字松原丸496番5、地目は田、面積は325㎡、外1筆、計2筆、合計面積3,462㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は高齢化のためです。

11番、申請地は土佐山田町字中井ノ北2146番2、地目は田、面積は991㎡、外12筆、計13筆、合計面積9,576㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は貸人の事情のためです。

12番、申請地は土佐山田町字東白井2227番1、地目は田、面積は3,824㎡の内1,881㎡、外5筆、計6筆、合計面積8,170㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月16日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は貸人の事情のためです。

13番、申請地は土佐山田町字新野2319番2、地目は田、面積は1,807㎡、外1筆、計2筆、合計面積3,321㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年1月17日、引き渡日は令和3年1月31日、解約理由は貸人の事情のためです。

14番、申請地は土佐山田町松本字行正388番、地目は田、面積は1,266㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日、引き渡日共に令和3年1月26日、解約理由は事業強化のため法人を設立したので、利用権を当該法人へ移すために一旦解約するものです。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思えます。議案第7号使用貸借返還通知報告についての質疑を行います、皆さん方から何かご質問ありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 各段無いようですので、私の方からちょっと知っちゅう限りでちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、■■■■さん、正月にですね、倒れまして、それでもう牛を飼ってたのをやめてます、現在。そういう関係で13件の解約があったわけですが、同じ牛を飼っている■■■■くん、あの人が全部受けてくれます。そんな関係で一気にですね、解約することが出来て、牛も牛を飼っている仲間の人で、皆で競売っていうたらおかしいですけど、何かそんなふうな手続きをしながらですね、■■■■さんが先になって、飼ってくれる人に牛を売り渡して■■■■さんがしまいをできたっていうふうなお話を聞いております。各段病気で倒れたとか、そんなことじゃないらしいですけど、最終的には腰の方の椎間板狭窄症か、何かそんなんで腰が痛くなってですね、もうちょっと足に踏ん張りが全然きかんだったので、車へ乗るのもおぼつかんし、重機に乗ったりするのちょっと不安なので、家族がですね、相談をして全員辞めることにしたというふうなことを聞いてます。以上です。何か質問はあり

ませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無ければこの件につきましても報告のみとさせていただきたいと思いません。

それでは続きまして議案第8号農地法第4条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事務局 報告第8号 農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町西本町4丁目115番1、地目は畑、面積は383.44㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は一般住宅用地2戸、資料は11で、調査員は事務局公文です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、ただ今より議案第8号農地法第4条の規定による届出の報告についてですね、質疑をもらいたいと思いますが、何かご質問はありませんか。この場所につきましては市街化区域内の農地が残っておったということでそれを宅地化するということの報告でありますので、各段問題は無いというふうに思われますが、質問があれば受けたいと思いますが、各段ありませんかね。格段無いようですので、議案第8号につきましてもですね、報告のみとさせていただきたいと思いません。

引き続きまして議案第9号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事務局 報告第9号 農地法第5条届出報告について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町旭町4丁目22番1、地目は畑、面積は301㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は住宅の敷地及び庭、資料は12で調査員は事務局公文です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字神明801番1、地目は畑、面積は289㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造平屋建住宅1棟、資料は13で調査員は事務局公文です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字神明807番5、地目は田、面積は205㎡、外1筆、計2筆で合計面積207.24㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造平屋建スレート葺、資料は14で調査員は事務局公文です。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりました。議案第9号農地法第5条の規定による届出についてですが、何かご質問はありませんかね。これも同じように市街化区域の宅地化できるところに転用して宅地化していくということになるかと思えます。各段無いようですので報告のみとさせていただきます。

それでは議案第10号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局 議案第10号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明を致します。

1番、再設定になります。土佐山田町林田の農地、2,202㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は1年となります。

続いて2番、新規設定で、土佐山田町林田の農地1,722㎡を、1番と同じ■■■■の■■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。この農地は、本日の議案、報告第6号でありました、■■■■さんが18条の6項で解約したものです。賃借権で期間は1年です。

19ページにいきます。3番、再設定で、土佐山田町林田の農地2,888㎡の

うち2,100㎡を、1番2番と同じ■■■■の■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は1年です。

4番、再設定になります。土佐山田町小田島の農地2筆、合計4,914㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は14年9カ月です。

20ページにいきます。5番、新規設定で、土佐山田町楠目の農地3筆、合計2,095㎡を、■■■■の■■■さんが借り受け、藍を栽培します。藍というのはタデ科の1年草で、葉や茎から青色の染料が取れます。賃借権で期間は3年です。

続いて6番も新規設定になります。土佐山田町楠目の農地、373㎡を5番と同じ■■■さんが借り受け、藍を栽培します。こちらは使用賃借権で、期間は3年です。

21ページにいきます。7番、新規設定になります。土佐山田町楠目の農地4筆、1,526㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ヤマモモ、小夏、梅、イチジクを栽培します。使用賃借権で、期間は5年となります。

次に8番から20番まですべて新規設定で、先程会長の方から説明がありました■■■■の■■■さんが借り受けます。

まずは8番、土佐山田町の農地4筆、合計4,368㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。賃借権で、期間は5年となります。

22ページにいきます。9番、土佐山田町の農地5筆、5,150㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。使用賃借権で、期間は5年です。

23ページに参りまして10番、土佐山田町の農地9筆、8,622㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。使用賃借権で、期間は5年です。

24ページにいきます。11番、土佐山田町の農地10筆、合計7,916㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。使用賃借権で、期間は5年です。

25ページにいきます。12番、土佐山田町の農地2筆、合計2,915㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。使用賃借権で、期間は5年です。

13番、土佐山田町の農地2筆、1,094㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。こちらも使用賃借権で、期間は5年です。

26ページにいきまして14番、土佐山田町の農地、1,523㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。使用賃借権で、期間は5年です。

15番、土佐山田町の農地2筆、合計3,321㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。使用賃借権で、期間は5年です。

27ページにいきまして16番、土佐山田町の農地、1,119㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。使用賃借権で、期間は5年です。

17番、土佐山田町中野の農地2筆、合計3,462㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。使用賃借権で、期間は5年です。

28ページにいきまして18番、土佐山田町の農地、949㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。使用賃借権で、期間は5年です。

19番、土佐山田町の農地、866㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。賃借権で、期間は5年です。

29ページにいきまして20番、土佐山田町の農地4筆、合計2,441㎡を借り受け、飼料作物を栽培します。賃借権で、期間は5年です。

■■■さんの利用権設定は、合計8番から20番、13件で合計44筆となりまして、面積の方は43,746㎡になります。

次に21番、新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地、926㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で、期間は2年です。

30ページにいきまして22番、新規設定で、土佐山田町加茂の農地2筆、合計2,029㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で、期間は2年になります。

23番、新規設定になります。土佐山田町山田島の農地2筆、合計5,000㎡を■■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は5年になります。

31ページにいきます。24番、再設定になります。土佐山田町山田の農地2筆、合計5,036㎡を23番と同じ■■■■さんが借り受け、生姜とソルゴーを栽培します。賃借権で、期間は5年です。

25番、新規設定で、土佐山田町船谷の農地5筆、合計2,404㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、生姜と野菜を栽培します。賃借権で、期間は1年になります。

32ページにいきまして26番、新規設定で、香北町朴ノ木の農地10筆、合計2,825㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、柚子を栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。

33ページにまいりまして27番、新規設定で、香北町大井平の農地、52㎡を■■■■さんが借り受け、菌床シイタケを栽培します。賃借権で、期間は10年です。

28番も、新規設定で、香北町大井平の農地2筆、合計303㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、菌床シイタケを栽培します。賃借権で、期間は10年です。

資料の41を見ていただくとわかりますが、最初27番の案件と28番の案件を1枚に書いておりましたけれども、調べてみますと、2筆については所有者が亡くなったおじいさまになっておりましたので、その2筆を分けて書いていただき、相続関係図と、それによる相続人の同意をいただいて改めて利用権設定を結びました。

34ページ、最後になります。

29番、新規設定で、香北町五百蔵の農地2筆、合計5,025㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で、期間は5年となります。以上です。

議長 すいません、委員さんに該当する方がおりますので、申請番号22番、■■■■■■■■■■です、退席をしていただいて議案第10号の質疑を行いたいと思います。

—————委員退席—————

議長 議案第10号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、ご質問があれば受けたいと思いますが、各段ありませんか。■■■■君の件だけに関して。

—————質疑なし—————

議長 各段無ければ、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

—————全員挙手—————

議長 はい、全員賛成です。

—————委員入席—————

議長 ■■■■君、賛成いただきましたので、ご報告しておきます。それでは全般的につきまして、議案第10号のですね、質疑を行いたと思いますが、何かご質問はありませんか。

すいません、4番の■■■■の借りちゅう土地がですね、一回解約をしちよって今度借りちゅうがですけど、何か金額が変わったということですが、新しく借るのは10a52,910円。初めは。ちよつとわからんそうなので。

すいません、他に何かご質問ありませんかね。それからもうひとつ、菌床し

いたけ。あれは建物は建てませんか。

事務局 建物が出来ます。

議長 そうかそうか。建物が建つらしいです、そこには。菌床しいたけをやったら、どうしても必要なと思って私はちょっと気になってましたんでご質問させていただきました。他に何かご質問ありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無いようであれば、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第10号香美市農用地利用集積計画の諮問であります。賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。それでは議案第11号その他ということになってますが、何か事務局の方から。

事務局 無いです。

議長 格段無いようですので、これですね、一旦休憩をしたいと思います。

委員(5番) すいません

議長 はいはい、どうぞどうぞ、          どうぞ。

委員(5番) ちょっとちっちゃいことですけど、この利用権設定のこの表紙5番、昨今の時世中核農家は男子専従者かね、男子いるろうか。

議長 わかる、わかる。

委員(5番) 男の子やないと農業せられんみたいに思われる。ちょっと今の時代に。

議長 どこどこ、俺よう見てない。

委員(5番) 聴取確認欄の5番、中核農家の該当の有無、借受人。あのう、うち、娘が手伝うてやってくれゆうき。

議長 ごめんなさい、ちょっと今日返答ようしませんので。来月までにちょっと調べてもらってですね。ご返事をさせてもらうにします。すいません、私も理解できませんでしたので。今まではこんななかったろう、あった。

委員(5番) 今までもずっとあったけど。

議長 気になっっちゃったか。

委員（5番） 娘がおるけど、何でここに入れんろうって思うて、ちょっと考えよった。

議長 わかりました。

事務局 すみません。中核農家っていうのの定義がこういったもので同じようにしてたと思います。今おっしゃるようにジェンダーとか色々言われていまして男性女性関係ないし、■さんの発言もありましたので、男性だからどう、女性だからどうってことは無い時代になってまいりましたので、ちょっとここ検討させて下さい。

事務局 中にもありますよ。

事務局 中にもここがうち15歳以上60歳未満とかいうのもありましたし。

議長 年齢はかまんけどね、男女はおかしいわ。

事務局 この表のおっしゃるように60歳未満の男子専従者と男子とか言ってますのでちょっと検討の余地があると思います。

議長 この資料はどっかから、この用紙があるのわけよね。

事務局 見本になるものがあって。

議長 国、県。

事務局 国やないでしょうかね。

議長 国かえ。

はい、すいません。ちょっと勉強させて下さい。もう早急に来月には報告させます。はようにせなあいかん。

すいません、他に無ければですね、少しの間小休をしてですね、引き続き農地利用の最適化推進意見交換会を開催しますのでよろしくお願ひします。

閉会（14時29分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名 人 西岡 久 

署名 人 上島 陽子 